

## SECURITY ACTION ロゴマーク使用規約（自己宣言事業者）

平成 29 年 4 月 28 日制定  
平成 29 年 5 月 29 日一部改定

### 1. 目的

本規約は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）技術本部セキュリティセンターが実施する、中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度「SECURITY ACTION」に参画する中小企業、個人事業者及び中小企業と同等規模の団体等（以下「中小企業等」という。）が、「SECURITY ACTION ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して適用される事項を定めるものです。

### 2. ロゴマークの種類

2 種類のロゴマークがあり、この 2 種類の内、いずれのロゴマークを使用できるかは、原則として以下に記載する情報セキュリティ対策への取組み段階に応じて定めます。

- 一つ星

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「情報セキュリティ 5 か条」に取り組むことを宣言した中小企業等であることを示すロゴマークです。

- 二つ星

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「5 分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティポリシー（基本方針）を定め、外部に公開したことを宣言した中小企業等であることを示すロゴマークです。

### 3. 事務局

ロゴマークの運用に係る事務局（以下「事務局」という。）を、IPA 技術本部セキュリティセンター内におきます。

### 4. ロゴマークの使用

(1) 「SECURITY ACTION」の制度趣旨に賛同し、第 2 項が定める情報セキュリティ対策の取組み段階のいずれかの取組みを実施している、またはこれに着手する旨を宣言する中小企業等は、本規約が定めるところに従って、ポスター、パンフレット、名刺、封筒、ウェブサイト等にロゴマークを無償で使用することができます。

(2) ロゴマークの使用は、判読可能な範囲内で単純に拡大・縮小する態様での使用に限ります。縦横の比率を変更しての拡大縮小、規定以外のカラーの使用、回転・変形等、或いは一部分を隠したり他のマーク等と結合したりする等シンボルマークとしての統一性・独立性を損なう恐れのある加工・変更をしないでください。

(3) ロゴマークは、IPA の商標（平成 29 年 1 月 31 日付けで登録申請済み）です。

### 5. 使用手続等

- (1) ロゴマークの使用希望者は、あらかじめ「SECURITY ACTION ロゴマーク使用申込書（新規）」に必要事項を記入し、事務局に提出してください。自己宣言した中小企業等が二つ星のロゴマークの使用を希望する場合は、策定した情報セキュリティポリシー（基本方針）を公開した方法及び「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」を実施した旨を申告してください。なお、事務局は使用希望者に対して、情報セキュリティポリシー（基本方針）の公開の事実を確認したり、「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」の実施結果の提出を求めたりする場合があります。
- (2) 事務局が申込書の内容を確認して、不備のない申込として受理した旨と、使用できるロゴマークの種類とを文書で通知することにより、当該種類のロゴマークを右通知文書において使用開始日として指定された日から使用することができます。
- (3) 申込書に記入された情報（事業者名、業種、町域）は、IPA のウェブサイト到自己宣言リストにおいて公開します。
- (4) ロゴマークのダウンロードの方法その他、ロゴマークの使用開始に際して事務局が開示した情報は、本ロゴマークの適正な運用のための重要な情報ですので、他人に開示・漏洩等しないで下さい。
- (5) ロゴマークの使用者が、本規約に違反した場合、又はその強い疑いがあり、「SECURITY ACTION」の制度に対する社会的信頼保持等の観点からの事務局からの是正指示に応じない場合、事務局は、上記（2）によるその使用許可を取り消すことがあります。
- (6) 申込書の提出を受けた後またはロゴマークの使用を開始した後、取組状況の確認や社会一般への取組内容の紹介等を目的として実地訪問による取材等を実施する場合があります。その場合は、支障のない範囲で協力して下さい。
- (7) 申込事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、「SECURITY ACTION ロゴマーク使用申込書（変更）」に必要事項を記入し事務局に提出してください。
- (8) ロゴマークの使用を中止する場合は、遅滞なく、「SECURITY ACTION ロゴマーク使用中止申込書」に必要事項を記入し事務局に提出してください。
- (9) 本項の手続きを経てロゴマークの使用を許可された使用者において情報セキュリティ対策への取組みの状況に変化が生じ、ロゴマークの種類ごとに第2項が定める取組み段階との間に実質的な齟齬が生じた場合、事務局は、使用者からの申し出を受け、または裁量により、ロゴマークの種類の変更等を決定し、書面で通知します。この場合、右決定は、右通知書面において効力発生日として指定された日に効力が発生します。

## 6. 禁止事項

以下の場合にはロゴマークを使用することはできません。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令、公序良俗、健全な社会通念に反すると認められるような方法で使用する場

合

- (3) 企業・団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用若しくは保証すると誤認させるような使用をする場合
- (4) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (5) 使用申込書への不実記載または事実の不記載、その他虚偽の申し出等をした場合
- (6) 「SECURITY ACTION」の制度趣旨に反し、または IPA 或いは他人の正当な法的利益を侵害する言動がある場合

#### 7. 事故・苦情等の処理

ロゴマークを使用した施策、活動等に関して、またはその過程において、事故・苦情・等が発生した場合は、使用者が自己の責任において対応し解決してください。ロゴマークの使用に起因する自己または他人の損害、損失、第三者との紛争等について、事務局及び IPA は一切関知せず、また一切の責任を負いません。

#### 8. 規約等の改訂

- (1) 本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合があります。その場合、改訂後の内容は、それがウェブ上で閲覧可能となった時点から各使用者に有効に適用されるものとします。
- (2) ロゴマークは、中小企業全般における情報セキュリティ対策の普及・浸透の深化等社会情勢の変化に応じて、将来、合理的な周知期間を置いて変更或いはグレードアップ等する可能性があります。その場合、現行のロゴマークの取扱い等については事務局の指示に従って下さい。

以上